

穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る 環境影響評価準備書の住民説明会概要

日時：平成 29 年 9 月 25 日（月）午後 7 時 00 分～午後 9 時 15 分

場所：穂高クリーンセンター ごみ焼却施設 2 階会議室

住民参加者：11 人

穂高広域施設組合出席者：5 人

コンサルタント：2 人

<組合 本日の予定説明>

<要望>

・アセスの準備書の説明会について調べたが、国や県の指針によると、説明会では環境影響の評価だけでなく、これまでの事業計画の検討経緯や事業者自身が環境に対してどのような考え方を持っているかを説明する場であるとなっているので、それについて事業者自身から十分に説明してもらいたい。

<回答>

・わかりました。質問については説明が終了した後にお受けしますので、よろしくお願いします。（事務局長）

<組合 事業概要説明>

<要望>

・今説明されている内容についての資料をもらいたい。

<回答>

・申し訳ありませんが、本日は用意しておりません。（事務局長）

<意見>

・環境影響評価の内容についてはコンサルタントが説明するのではなくて、事業者自身が自らの考えを説明するというのが、国や県の方針であり、アセスの本来の形である。

<回答>

・環境影響評価の内容の説明を業者が行うことは、他の環境影響調査の説明会でも行われている一般的なことですので、今回の説明会もそのようにします。（事務局長）

<コンサルタント 環境影響評価準備書について説明>

（配布資料及び同内容のパワーポイントにて説明）

<質疑応答>

<質問：事業者の責任について>

・事業計画を進めていく上で事業者と住民とが十分なコミュニケーションをとるためにも、アセスの説明については事業者自ら行うことが、国と県の指針である。事業計画についての責任はコンサルタントではなく事業者にあるので、事業者が環境影響評価の内容を把握し、評価を行い、今後の運営に活かしていかなければならない。そうしたことによって、住民は安心して事業を任せることができ、事業者は住民の信頼を得ることができるものと思う。事業者の方から今回の事業計画の環境保全に対する事業者自らの考え方を明確に説明してもらいたい。

<回答>

- ・この説明会に先立って行われました環境影響評価の準備書に関する県の技術委員会においては、コンサルタントの方から説明を行いました。委員の方からは事業者自らが説明をすべきだというご指摘ありませんでした。(事務局長)
- ・組合としましては、説明にあった通り、環境に配慮した形で事業計画を進めていきたいと考えています。それと同時に、地元貢献として雇用の促進や触れ合いの場の形成などを行っています。景観についても、事業実施区域が観光地に属していますので、圧迫感がなく、できるだけ目立たないような色使いにした建物にするといった配慮を考えています。さらに道路に面した区域でもありますので、緑地帯を設けるなどの配慮も考えています。(事務局長)
- ・また、この事業計画では資金調達は組合が行い、設計・施工・運営は一括してプラントメーカーに委託する DBO 方式を採用していますが、委託する業者には厳しい基準値を要求水準書に盛り込んでいます。組合としては環境に配慮し、景観に配慮し、地元にも貢献でき、利用しやすい施設になるように計画をしています。さらに、現施設では、可燃性の粗大ごみについては受け入れできませんが、新施設では破碎設備を設けることによって、そういうものも受け入れることができるようにより良い施設にしていく計画です。(事務局長)

<質問：県の技術委員会への説明について>

- ・県の技術委員会では環境影響評価の説明について、事業者自らが説明を行うべきであるとの指摘がなかったということだが、それは当たり前すぎて指摘しなかったということではないか。
- ・これまでの説明を聞いていると、一括で委託しているので事業者は説明しませんといったような文言が多く出てきていて、住民としては事業者が内容について説明ができる程度に把握していないのではないかと不安を感じている。
- ・また環境影響評価の内容については専門性が高いので、コンサルタントに説明をしてもらったほうが良いと言うが、現に焼却施設の運転に関わっている事業者にとって、専門性が高いということはないのではないか。

<回答>

- ・指摘がなかった理由については分かりませんが、実際に指摘はなかったということです。(事務局長)
- ・環境影響評価の調査については専門性の高いものですが、組合として内容を把握していないということ

はありません。ただし、委員会や住民への説明は、実際に調査を行った専門性を有するコンサルタントが説明を行った方がより良いと考えています。(事務局長)

・組合の業務については、組合の各部署の担当者が専門性を有していますが、環境影響評価については、組合よりもコンサルタントが専門性を有しているため委託をしています。組合はコンサルタントから調査結果の報告を受け、その内容については把握していますが、その説明については実際に調査を行ったコンサルタントが行った方が、説得力があるものと考えています。(事務局長)

<意見：事業者の責任について>

・国と県の指針をよく把握されているのか。アセスをなぜやるのか、説明会をなぜ開くのか、調査をなぜやるのかは、事業者がそれを把握して、判断して、事業に活かすためである。住民から不信に思われず、住民を心配させず、安全安心について住民とともに考えるためにも住民に説明できるところまで学ばなければならない。当然、その職に就いて、その責任のあるところに来たらどんな会社でも必ず勉強して自分で習得するものであり、それをやらなくては事業主とは言えない。委託にかけたものは必ずチェックし、内容を把握して、鵜呑みにせず、駄目なところはやり直す必要がある。DBOであろうが何であろうが、住民への説明は事業者がやるのが根底にある。それぞれ運営は運営の責任、建築は建築の責任、金融は金融の責任といろいろあるが、その根底をないがしろにしてはこの意味が生きてこない。責任を取らなければならないのは事業の責任者であり、それは組合である。委託だろうが請負だろうが関係ない。

<回答>

・説明会に対する意見についてはわかりました。(事務局長)

<質問：灰の最終処分について>

・大気質や振動などの項目について問題がないということはわかりました。廃棄物等について、現在焼却方式が決まっていないが、流動床炉であれば飛灰が、ストーカ炉であれば焼却灰がそれぞれ多くなると思う。そうした最終的に出る灰の処理について、最終処分場を持っていない組合としてはどうするのか。適正に処理していくとは書いてあるが、どこでどういう処理をするのかの計画が示されていない。例えば飛灰であれば相当な重金属を含んでいるし、埋立処分をするにしても簡単に処理を引き受けてくれるところはないと思う。

・現在処理を委託している処分場については、今後も受け入れが担保されているのか。どういう条件で、いつまでの期間の契約になっているのか。例えば契約期間中に民間業者が倒産して灰の処理が滞り、発注元の事業者が全てを負担することになり相当の費用が税金から支出されるといった事例も聞く。安曇野市は最終処分場を持っていないため、残念ながら他の処分場に依存している状況にある。必ず出る灰の処分について、どこでどういう契約をして、そこが間違いなく処分ができるのかといったことについて示してほしい。

<回答>

・灰の最終的な処分は、組合が責任を持って行っており、現在は秋田県と飯山市の民間処分場をお願いをしています。施設の設計が10月に決定し、炉の形式によって灰がどういうものでどのくらいの量になるのかという試算も業者から示されており、灰の引受先の業者については、現在契約している処分場以外にも、別の自治体に行って協議を行ったり、現地調査を行ったりして探しているところです。(事務局長)

<質問：灰の処分場について>

・現在契約している灰の処分場はいつまでの契約になっているのか。処分場がいっぱいになって、これ以上引き取ることができないということを言われることはないのか。

<回答>

・契約自体は単年度契約で行っています。契約している処分場が今後どのくらい灰を引き取れるのかについては事前に調べており、秋田県の処分場では今後 25 年は大丈夫と聞いています。この他にも、現時点で具体的な名前を言うことはできませんが、この先 25 年くらい処分が可能なところは調べてあります。

・現在の施設は流動床炉ですが、もし新施設でストーカ炉を採用することになれば、灰の再資源化が可能になりますので、埋立処分量を少なくすることもできると考えます。さらにリスク分散も考えており、現在契約をしている処分場以外に、もう 1 カ所もしくは 2 カ所処分先を増やす計画をしています。(事務局長)

<質問：再資源化について>

・再資源化についてはどのようなものを考えているのか。

<回答>

・焼却灰ではまずセメント化があります。また雑草が生えにくくなるような砂に変えることや、熔融してスラグにすることなども考えられます。熔融を行うと埋立処分量を減少させることはできますが、問題点として処理単価が高く、現在の倍近くになることが挙げられます。(事務局長)

<質問：組合の姿勢について>

・環境影響評価によって、環境に対しては問題がないという評価を積み上げてきているのに、灰の処分の最後の部分については適切に処理を行うとしか書いておらず、詳しくは示されていない。最終的な灰の処理に関しては、組合が責任をもって行う部分であると思うので、きちんと責任を持ってやっていくという姿勢を見せていただきたい。また灰の処理料金が適正かどうかや、地元で最終処分場を持つのは難しいとは思いますが、できれば秋田県など遠方ではなく、近隣でコストがかからないようにしていくのかも含めて考えてもらいたい。

<回答>

・分かりました。(事務局長)

<質問：今回の説明会の内容の開示について>

・今回の説明会で出た意見や質問、それに対する回答は、誰でも見られるように今後ホームページ等に掲載するなどして公開する予定はあるのか。またパソコンなどが苦手な方でも見ることができるように配慮して閲覧できるようにする考えはあるのか。

<回答>

・現在はこういった説明会の内容についてホームページに掲載するという事はしていませんが、議事録については作成していますので、希望者は開示請求をして頂ければ見ることができます。今後につきましては、ホームページに掲載する等の検討をさせていただきたいと思えます。(事務局長)

<質問：情報公開について>

・安曇野市ではオープンの場合で行われた会議等については、情報公開請求をしなくても議事録等のコピーを出さなければならないと決まっている。今回の会議についてもそういった対応をしてもらいたい。

<回答>

・今後、ホームページ上での公開を視野に入れて検討していきたいと思います。(事務局長)

<質問：示されている数値について>

・この事業計画については炉の形状が流動床式かストーカ式かまだ決定していないとのことだが、予測の数値などは2種類出ているかならないと思うが1種類しか示されていない。何を基準として数値を算出しているのかを説明してもらいたい。

<回答>

・まだ炉のタイプについては決まっていますが、組合が新しい施設を作る時に最低限守るべき要求水準書というのを作っていきまして、どちらの炉のタイプでもいいので、例えば排ガスであればこの数値を守りなさいということを決めています。この基準値は資料の中に載せてあります。また工事中の騒音や振動は、大体120t規模の施設であれば、最大で稼働する重機はどういう種類で何台かかるのかといったことは想定ができます。炉のタイプだけでなく、メーカーによっても、工事工程によっても変わってくるため、厳密な想定はできませんが、この程度で収まるのであろうということは分かります。同規模の焼却施設を建設する際の経過や他の同種のアセスの設定の数値を参考にしながら設定しています。(コンサルタント)

<質問：大気質の数値について>

・ストーカ炉と流動床炉で飛灰の数値が相当変わるが、数値が二通り示されていないとどう変わるのか分からない。

・大気中に出る排ガスの成分は炉の違いでは変わらないのか。

<回答>

・スライドP78に示しましたが、ストーカ式の場合では焼却灰と飛灰、流動床式の場合では飛灰と不燃物という組み合わせで出てきます。燃やすものは同じであるため、配分は違いますが基本的には足し合わせると灰の量はほぼ同じです。流動床式では金属を回収して資源化するため少しだけ少なくなります。環境影響評価では、灰が飛散したり、不適正に処分されたりした場合に皆さんの健康や自然環境に影響が出てしまうことを想定し、飛散させずに運搬して最終処分場にきちんと処分すれば大丈夫ということを示しています。(コンサルタント)

・大気質については、どちらの処理方式でも、硫黄酸化物については何ppm、窒素酸化物は何ppmといった、計画値を守ることが前提となっています。(コンサルタント)

<質問：根拠について>

・計画値を守ることによって大気中の数値で抑えられるという根拠が知りたい。

<回答>

・計画値が守られるということは予測ではなく、そのような施設ができるという前提です。その担保は、

新しく施設ができた時に実施する性能試験によります。実際にごみを燃やし、排ガスを測定して、組合が指示した濃度の範囲内に収まっているかどうかを試験することにより、新施設が要求水準をきちんと満たしているということが確認された上で、組合が施設を引き取ります。(コンサルタント)

<質問：予測数値について>

- ・予測値、つまり新しい炉はこういう数値になるという試算が出るということは、二通りの焼却施設について計算し、結果もストーカ炉と流動床炉とで二通り出てくるはずではないか。
- ・どちらの炉になってもいいように一番悪い数値を載せていて、どちらの場合でもクリアできるということなのか。

<回答>

- ・流動床式とストーカ式で施設の中の設備には差がありますが、音の大きい設備は基本的に共通です。燃焼のために空気を大量に送り込む送風機や、発電のための蒸気を冷やす蒸気復水器などが主な騒音の発生源となりますが、炉の型式に関わらず共通の設備です。ストーカ式と流動床式とで場合分けをせず設定しています。(コンサルタント)
- ・その通りです。(コンサルタント)

<質問：運用時について>

- ・実際に基準の数値が守られているかについては、施設が完成して引き渡すときに検査するとのことだが、運用が開始されてからのチェックは行われていくのか。

<回答>

- ・例えばダイオキシン類は法律で年 1 回の測定が義務付けられていますが、現施設ではもう 1 回加えて年 2 回の検査を行っています。その他の項目については法律に従って測定を行っています。(事務局長)

<質問：連続測定について>

- ・法律に従って測定をしているということだが、連続的に測定している項目もあるはずである。その中にはダイオキシンは入っているか。入っていなければ、新施設ではその測定装置を導入していく意向はあるか。

<回答>

- ・連続測定の項目にダイオキシンは入っておりません。新施設に導入するかどうかは、業者の提案次第です。(事務局長)
- ・以前に同様の質問があり、実際に連続測定装置を付けている施設に問い合わせを行ったところ、現在稼働している 1 号炉には付けているものの、今後建設を計画している 2 号炉については付ける計画はないという回答でした。その理由としては、その装置は最初に実際に発生するダイオキシンの量を測定して、後は計算で数値を出していくものであり、正確な数値ではなく予測になってしまうからということでした。現在の施設では測定において基準を超えることは起きておらず、環境省などから連続測定の装置を付けなさいという通達も出ていないため新施設でも付ける計画はありません。(事務局長)

<質問：運転時の立ち上げ立ち下げについて>

・年に1回や2回の測定では、焼却運転が安定してダイオキシンが少ないときの数値を拾っていると思う。新施設は24時間稼働ということだが、運転の立ち下げや立ち上げ時に普段より多くのダイオキシンが出ていると思う。そういうところも見えていかなければならないのではないか。

<回答>

・新施設の計画値は法基準値よりも厳しく設定し、ダイオキシンの発生を抑えた施設にすることで進めています。現在の施設は平成6年に稼働し、23年目になりますが、平成12年にダイオキシン対策の工事を行い、現在まで何の問題もなく稼働しています。立ち上げ立ち下げ時については、全国のどこの焼却施設でも同様のはずですが、必要ならば指針なり法律なりで規定されるはずですが、そのような規定はありません。従いまして新施設でもそういった装置は付ける予定はありません。(事務局長)

<質問：災害廃棄物について>

・災害廃棄物についても受け入れるとあるが、どういったものをどの程度の範囲から受け入れる計画になっているのか説明してもらいたい。また原子力発電所の解体で出る廃棄物の受け入れについても考えを聞きたい。

<回答>

・現施設での受け入れ実績は白馬で起きた地震の際に出た災害廃棄物があります。新施設に関しては、広域組合内から出る廃棄物の処理量を想定した形で、炉の大きさを決定しており、余裕のある大きな施設にはしない方針です。原子力発電所の解体に係る廃棄物も含めて、広範囲に渡って災害廃棄物を受け入れていくという方針ではないということです。(事務局長)

<質問：焼却灰の最終処分について>

・災害廃棄物は受け入れないのに、焼却灰は他県に受け入れてもらうということか。

<回答>

・上げ足を取るようなことはやめていただきたいと思いますが、広範囲の災害廃棄物の受け入れや原子力発電所の解体に係る廃棄物についての受け入れは行わない方針です。(事務局長)

<質問：炉の規模と数について>

・現在のクリーンセンターは50t/日の炉が3基あるが、新施設はどうなるのか。

<回答>

・新施設では60t/日の炉を2基作る計画です。業者の提案によってこれよりも小さくなる可能性はありますが、最大でも2基併せて120t/日です。(事務局長)

<質問：浮遊粒子状物質について>

・浮遊粒子状物質についての記載が多く出てきますが、この物質について詳しく教えていただきたい。
・二酸化窒素やダイオキシンといった他のガス状の物質については、この浮遊粒子状物質に付着して排出されているのではないかと思うが、大気質などの予測の数値ではそれぞれの物質が分けて示されている。こういった付着している物質の影響というのは、どこの数値に反映されているのか教えていただき

たい。

- ・浮遊粒子状物質には VOC は含まれるのか。

<回答>

・浮遊粒子状物質は、一般環境中では「粉じん」と呼ばれ、空気中に漂う微細な粒子で、砂埃なども含まれます。焼却施設から排出される微細な粒子は「ばいじん」と呼ばれます。こういった粒子をひとくくりにして浮遊粒子状物質と呼んでおり、10 μ m 以下の粒子を指します。(コンサルタント)

・二酸化窒素と二酸化硫黄の数値については、ガス状のものを扱っており、粒子状のものは含みません。浮遊粒子状物質には、二酸化硫黄などが吸着して取り込まれる場合があります。例えば、中国から飛来する黄砂には石炭起源の二酸化硫黄が吸着していると言われていています。浮遊粒子状物質の環境基準が決められていて、今回の評価においてもその基準にのっとって扱っています。(コンサルタント)

- ・浮遊粒子状物質には、VOC は含めておりません。(コンサルタント)

<質問：ごみの量について>

- ・ごみの量は減っていくと書かれていますが、将来的にどのくらい減っていくと考えているのか。
- ・なぜごみの量の予測数値が記載されていないのかわからないが、120t 炉 24 時間稼働というのは、ごみの量が減少していく中で維持できるものなのか。

<回答>

・新施設の稼働が平成 33 年ですが、その時点がごみの量のピークで、その後は人口減少とともに緩やかに減少していくものと予測しています。(事務局長)

・ごみの想定量としては、年間で 3 万トン程度です。現在の焼却施設は 50t の炉が 3 基で 16 時間稼働していますが、ごみの量が減少していくことを見越しまして最高で 120t の炉を計画しています。また業者にもごみの量の減少を予測して炉の規模について提案するように要請しています。(事務局長)

<質問：大気質の予測結果の地図について>

・大気中の有害物質の拡散予測について濃度の色分けがされた地図が載せてあり、北東からの風が強いとか風下にあたるのが豊科の市街地になることが記載されている。しかし地図が小さすぎて、自分の家がどこにあるのかもまったくわからないので、もっと大きな地図で見せてほしい。

<回答>

・配布資料の図が小さくて申し訳ありません。準備書では A4 サイズの地図を載せてあり、今回の資料よりは大きく、より広範囲に示してありますので、そちらを参照して頂きたいと思います。ただ、大気質の拡散予測結果は高精度のものではないため、大体の範囲であるをご理解頂きたいと思います。(コンサルタント)

・こちらの事務所と安曇野市の環境課に閲覧可能な状態で準備書を用意していますので、そちらをご覧ください。(事務局長)

<質問：現施設の解体について>

・新施設の工事中についてはシートで仮囲いを設置するとあるが、プラントの解体時に一番有害物質が飛散すると思う。その解体についての記載がないのはなぜなのか。

<回答>

・新施設が稼働するまでは、現施設を運用していきますが、現施設の解体については今回の環境影響評価や住民説明会とは別に改めて評価等を行う予定です。解体の時期については、新施設が稼働してから3年先頃を目途に考えています。(事務局長)

<質問：大気質と水質のダイオキシンの数値について>

・事前に準備書を見たが、ダイオキシンの現況の調査結果の数値について、大気質では約0.01であるのに対して、水質では約0.1である。水質の方が、桁数が異なるくらい高い値になっているが、この差はどのようなものなのか。

・また環境基準に対する割合も大気質と水質で大きく異なると思うが、それについてはどうなのか。

<回答>

・ダイオキシン類の値に関しては、大気質では空気1m³中に含まれる重さをpg(ピコグラム)で、水質では水1L中に含まれる重さをpgで示しており、扱うものと単位が違いますので、単純に数値を比較することができません。(コンサルタント)

・大気中のダイオキシンの濃度は、基本的には燃焼に関わるものが発生源となっており、そこから調査を行った場所及び期間にどれだけ漂ってきたかに左右されます。それに対し水質では、ダイオキシンは水に溶け込んでいるものより土壌などの粒子に吸着する形で存在することが多く、水の濁りがあるとその量に比例してダイオキシンが増える傾向があります。環境基準に対する「余裕度」ということで考えると、水質の方は若干余裕度が少ない状態にあるのはご指摘の通りだと思います。赤川の水質測定地点に硫化する粒子としては、水田からの排水や、それ以外の自然の場所からの土壌粒子などが考えられます。

(コンサルタント)

<質問：ダイオキシンの連続測定について>

・ダイオキシンに関しては、燃焼状態によって排出ガスに含まれる量が左右されることを考慮すると、年に1回や2回の測定では数値の変動は捉えられないのではないかと考えている。連続的な測定を行うことで住民の安心の材料のひとつになると思うので、そういった装置を導入する必要があるのではないかと。

<回答>

・先ほども言いましたが、組合ではそういった装置を導入する考えはありません。(事務局長)

<質問：その他の有害物質について>

・大気質の環境予測の中ではなかなかまだ触れられてはいないが、県の指針としては、「その他必要な項目」として、近年問題となっている有害物質については法規制値だけでなく科学的知見に基づく広い範囲のものを対象とする、としている。その対象として、今私も罹っている化学物質過敏症の人や乳幼児に対する健康、自然環境への影響が認められる物質に、有機化合物のVOCが挙げられている。その中でも、焼却炉から多く出ている塩素系の有機塩素化合物、あるいは難燃剤を燃やすと出てくる臭素系の有機臭素化合物、あるいはフッ素化合物があり、これらは有機ハロゲン化合物と言われている、他のVOCよりも有害性が高く、人体影響もある。この中にはダイオキシンだけではなく、環境ホルモンや各種ベンゼンも含まれている。以前に組合には資料を渡しているが、焼却場で様々なごみを燃やすことで有機ハロ

ゲン化合物が多く出ているということは、NEDO の試験調査や国立環境研究所など様々なところで言われていて、しかもダイオキシンの数万倍の濃度で出ていると言われている。この有機ハロゲン化合物は、ダイオキシンのように事業によって非意図的に生成される物質で、国や県の指針ではその他の有害物質としてアセスの対象に取り入れるべきではないかとしている。これらは近年 NEDO や国立環境研究所が発見して出てきたものであり、なかなか新しく認識して取り入れるところがないが、将来的には、事後でも構わないのでアセスの項目に取り入れて測定していくべきではないかと思う。この測定には 1000 万とか 2000 万するような高価な連続測定装置もあるが、そういったものではなく、吸着剤でサンプリングをして分析にかけるといった簡便な測定方法がある。しかも時間はダイオキシンのように何ヵ月もかからず、10 分とか 15 分あれば簡単に分析できる。さらにこれはダイオキシンとの相関性が非常に高く 99.9% 位と言われている、ダイオキシンの代替指標として利用できる。こういったものを測定することでダイオキシンに対する不安感も減っていくと思うので、ぜひ事後でもいいのでアセスの項目に入れることを検討してもらいたい。

<回答>

- ・検討させていただきます。(事務局長)

<質問：追加で検討すべき項目について>

・準備書の段階において追加で調査した方が良くなった項目、例えば先ほどの有機ハロゲン化合物などは、評価書を作る前に追加で調査等をして頂くことは難しいのか。ぜひ検討してもらいたい。

<回答>

・環境影響評価の手続きは、準備書の説明会や意見書は広く住民の方などから意見を頂くということを趣旨にしています。それを頂いて検討した結果、例えば事後調査に調査項目を追加する場合は、評価書の段階で修正を行い、公表されることとなります。(コンサルタント)

<質問：煙突の高さについて>

・煙突は高くなれば、排ガスはその分拡散されるが、景観は悪くなると思う。またあまりに高すぎると、航空機の衝突を避けるための措置などが必要になると思うが、高さはどのように決めたのか。

<回答>

・煙突の高さは現施設が 59m であり、新施設でも据え置き 59m の計画です。それ以上高くなると、ご指摘の通り航空機の衝突を避けるための照明等が必要になり、景観も悪くなることが考えられるためです。(事務局長)

<質問：アルカリ排水の中和について>

- ・資料にアルカリ排水の中和とあるが、どういう方法でやるのか。
- ・水の汚染について、pH 以外に中和で使われる薬剤が悪影響を与えることはないのか。
- ・中和した水は放流するのか。放流先で魚が死滅するなどした場合に大問題になると思うが、中和に使用した薬剤によって、酸性の水ができてそれが放流されることはないのか。また中和された水には、水の成分以外に中和に使用した薬剤の成分も含まれていると思うが、それが問題になることはないのか。

<回答>

・工事中の浸みだし水や工事で使った水は一度釜場に貯め、河川に放流する場合には、排水の基準を守るため、通常は pH 計や濁度計を付けて、放流していいものかどうかを監視します。その際に必要な場合には、中和層を設けて中和をしてから放流します。中和の方法は、排水がアルカリ性の場合には酸を、酸性の場合にはアルカリの薬剤を滴下して行い、放流しても良い範囲に収めてから排水することになります。

(コンサルタント)

・工事現場で水の中和は、基本的にコンクリート関係のアルカリに対する中和剤以外は考えにくいと思います。その他の特殊な薬剤の使用による汚染は通常想定されません。中和後に沈砂池を通して濁度を十分に抑えて排水することになります。(コンサルタント)

・中和剤は、単純な酸である硫酸や塩酸がよく使われると思いますが、その結果毒性のある化合物が生じるわけではなく、酸性やアルカリ性に偏っていなければ大丈夫と考えられます。(コンサルタント)

・ご質問の pH の件とは異なるかもしれませんが、濁水については、通常では凝集沈殿剤という薬剤を入れて、濁りを落としてからきれいな水を放流します。凝集沈殿剤は高分子系のものやアルミニウム化合物といった、放流先の河川に影響を及ぼしにくい薬剤があり、一般的に使われます。(コンサルタント)

<質問：施設の設計について>

・現在は事業計画の概要が決まりアセスを作っている段階で、今後 10 月に業者が決まって、そこから設計に入っていくという認識でよいか。

<回答>

・設計については、10 月に入って業者が決定してからすぐに全てが決まるということではなく、業者が決定してそこから詳細について詰めていくことになります。その設計が始まって、ある程度施設の概略や図面などができあがった段階で、施設に関する説明会を開催する予定になっています。説明会の開催時期につきましては、来年の 4 月位を考えています。それに続く工事の着工は、来年の早くて秋口を考えています。(事務局長)